

安全な場所で、 これからも安心して暮らすために

北九州市では、災害リスクのあるエリアにお住まいの方が、より安全なエリアへ移転する際の一部の費用を補助する制度を用意しています。

災害リスクのあるエリア

(がけ地・土砂災害の
おそれがある区域など)



移転



より安全な
エリアへ！

がけ地近接等危険住宅移転事業

●目的

土砂災害などから市民の生命や財産を守るため、土砂災害特別警戒区域等に住つ危険な住宅の除却及び移転等に要する経費の一部を補助するものです。



●補助の対象(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等)

がけ地近接危険区域に住つ既存の住宅(危険住宅)等の所有者若しくは相続人、又はその同意を得て補助対象事業を行う方

●補助対象事業と限度額

危険住宅除去等事業



- ・対象住宅：現に居住者がいる危険住宅
- ・対象経費：危険住宅の除去・動産移転等・跡地整備・仮住居費用

・補助金額の上限：**97万5千円/戸**

代替住宅建設等事業



- ・対象住宅：危険住宅からの移転先として建設・購入・改修した住宅(市内の土砂災害のおそれがある区域外等に移転することが条件)

- ・対象経費：資金を金融機関から借り入れた場合に、利子相当額として返済する費用

・補助金額の上限：**421万円/戸**
(建物325万円 土地の取得96万円)

●ご相談・お問い合わせ

北九州市都市戦略局 建築指導課(北九州市役所13階)
TEL 093-582-2531
北九州市ホームページ「がけ近」で検索



居住誘導促進事業

●目的

災害に強いまちづくりを進めるため、市街化区域から市街化調整区域に編入した区域や市街化調整区域内の土砂災害のおそれがあるなど、災害対応に課題がある区域から、より安全なエリア(居住誘導区域)への移転に係る経費の一部を補助するものです。



●補助の対象(以下のいずれかの区域にお住まいの方)

- ①市街化区域から市街化調整区域となった区域
- ②市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域

●条件

- ・移転前に住んでいた住宅は除去すること
- ・住宅を除去した跡地は、新たに住宅を建設するなど居住用に利用しないこと

●補助の対象行為



引っ越し費用



移転前の住宅の
解体等



移転先の住宅建設・購入等に
必要な借入金の利子相当額

●補助の限度額

- ①市街化区域から市街化調整区域となった区域 **818万5千円**
- ②市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域 **518万5千円**

●ご相談・お問い合わせ

北九州市都市戦略局 都市計画課(北九州市役所13階)
TEL 093-582-2451
北九州市ホームページ「北九州市居住誘導促進事業補助金」で検索



国の制度紹介 近年、自然災害の激甚化とともに、災害ハザードエリア(土砂災害特別警戒区域等)において、人命につながる災害が多発しています。国は、防災対策として、地域コミュニティを維持しつつ、災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへの居住移転を支援しています。

国土交通省ホームページ「防災移転事業」で検索



今の場所は
不安だけど、
長年暮らした
地域のコミュニティは
離れたくない・・・



ご相談・お問い合わせ

制度について不明な点があれば
お気軽にお尋ねください。

北九州市都市戦略局 都市計画課
(北九州市役所 13 階)
TEL 093-582-2451